

市の取り組み紹介

令和8年2月28日

つくば市 都市計画課

お話しすること

景観について

- ・ 景観計画
- ・ 景観形成基準
- ・ 景観法に基づく届出
- ・ 幹線道路の沿道の景観形成に関する協議
- ・ 景観協定
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

屋外広告物について

- ・ 屋外広告物条例
- ・ 違反広告物への対応
- ・ 広告付きバス停上屋

その他

- ・ 景観100とルートマップ

景観計画の策定

平成16年6月1日

景観法の制定

平成17年8月24日

景観行政団体となる

平成19年6月26日

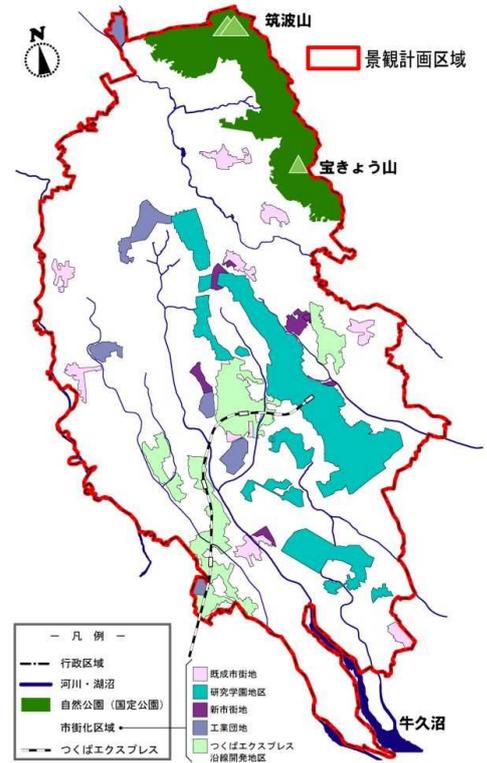
つくば市景観条例を制定

平成19年10月1日

つくば市景観計画を策定

平成24年6月1日

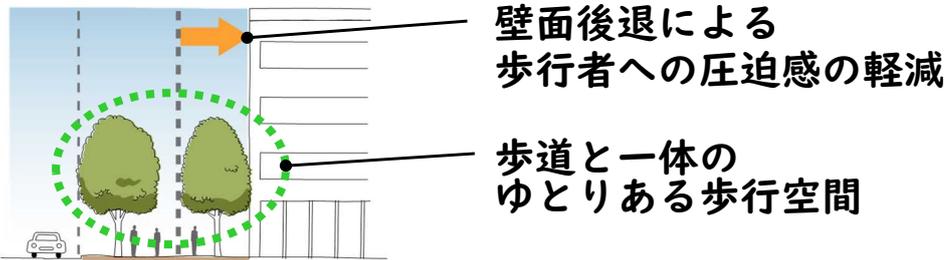
つくば市景観計画の変更



景観形成基準

建築物の位置や色彩、敷地内の緑化、駐車場など
 「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定めています。

位置 壁面の後退への配慮

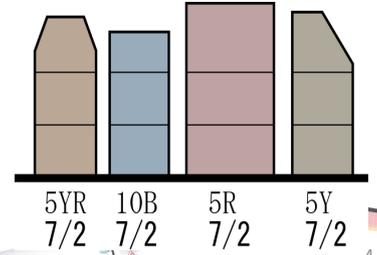
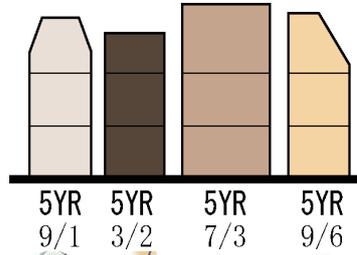
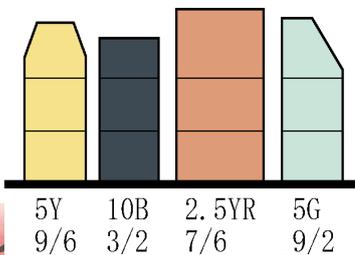


色彩 落ち着いた色彩を基調とする

△色彩ばらばら

○色相をあわせる

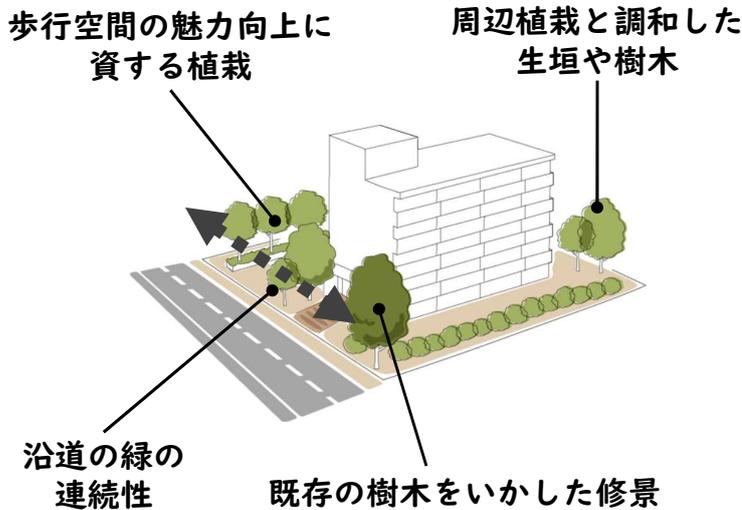
○明度、彩度をあわせる



景観形成基準

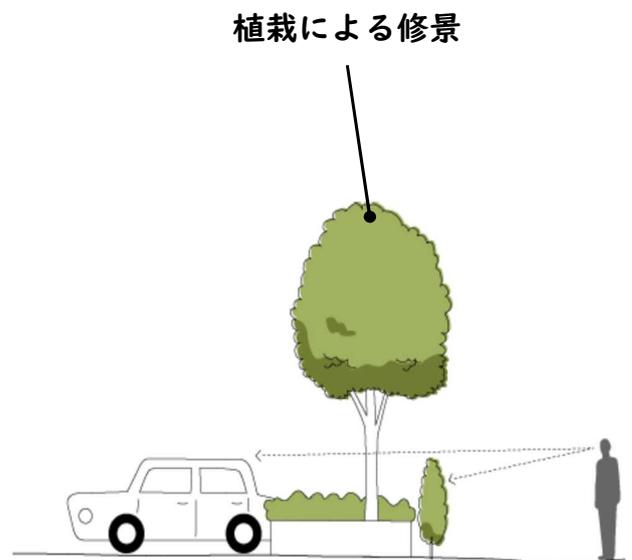
緑化

敷地境界や接道部の緑化



駐車場

駐車場における配慮



景観法に基づく届出

一定の規模を超える建築・開発等は、地域の景観への影響が大きいため、行為の着手の30日以上前に、市に計画内容の届出を行い、審査を受ける必要があります。

届出制度の対象区域は、市内全域となります。

行為	届出の対象	
	市街化区域	市街化調整区域
建築物の建築	延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は高さが20mを超えるもの	延べ面積が1,000㎡を超えるもの 又は高さが10mを超えるもの
工作物の建設	高さが15m（よう壁にあっては5m）を超えるもの	
開発行為	開発区域の面積が10,000㎡を超える開発	

幹線道路の沿道の景観形成に関する協議

幹線道路の沿道の良好な景観形成を誘導し、美しい街並みを形成するため、「つくば市幹線道路の沿道の景観形成に関する指導要綱」を策定しました。
(令和2年11月1日施行)

配慮事項（概要）

- ・空調室外機等の設備等は、緑化や目隠しなどの工夫により幹線道路からの見え方に配慮する。
- ・幹線道路の夜間の賑わいを創出するよう、壁面及び開口部を工夫する。
- ・店舗等の閉店後も屋外照明により温かみのある歩行空間となるよう配慮する。
- ・幹線道路に面する屋根、壁面及び開口部の形態意匠の工夫により、周辺の景観及び街並みとの調和に配慮する。
- ・幹線道路に面する部分の緑化に努める。
- ・工事中の仮囲いは、周辺の景観に配慮したものにする。

景観協定

景観法に基づき、良好な景観の形成に関して締結する協定のことをいいます。建築物の形態意匠、敷地、位置、規模、用途等の基準や緑化に関する事項、屋外広告物の基準など幅広く定めることができます。

景観協定の認可一覧（令和8年2月28日時点）

①葛城C43戸建街区景観協定	⑬上河原崎D25地区景観協定
②ウッドユータウンつくば竹園三丁目景観協定	⑭つくば市並木2丁目7番地景観協定
③スマ・エコシティつくば研究学園景観協定	⑮ルナつくば陣場クルムフィールド街区景観協定
④ソシエルみどりのイーストリア景観協定	⑯つくば市陣場E27街区②画地景観協定
⑤ソシエルみどりのウエストリア景観協定	⑰つくば市松代5丁目12番地景観協定
⑥デュオアベニューつくば吾妻東街区景観協定	⑱グリーンフィールド島名景観協定
⑦春風台ヒュッゲガーデン街区景観協定	⑲コモンステージみどりのⅡ景観協定
⑧デュオアベニューつくば吾妻西街区景観協定	⑳イイコトテラスみどりの景観協定
⑨竹園ガーデンⅡ景観協定	㉑つくば市陣場E27街区③画地景観協定
⑩流星台D18、D19、D20街区景観協定	㉒つくば市上河原崎・中西地区D12街区景観協定
⑪ブリージアみどりのノースエリア景観協定	㉓上河原崎C46地区景観協定
⑫さくらの森5、8、13、14、15番地景観協定	㉔上河原崎C57地区景観協定

再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例①

再生可能エネルギー発電設備について、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的として制定しました。
(令和6年4月1日施行)

条例の適用を受ける発電設備（概要）

太陽光又は風力をエネルギー源とし、土地に自立して設置されるもの

太陽光発電設備



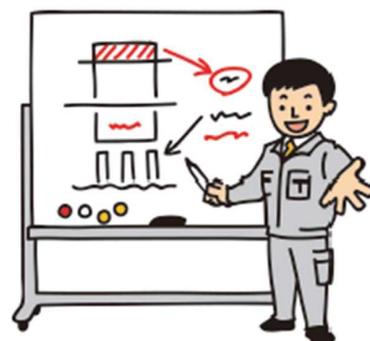
風力発電設備



再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例②

計画内容の周知

- ・ 標識（お知らせ看板）を事業区域内の見やすい場所に設置する。
- ・ 戸別訪問又は郵送により、地域住民等に対して周知を行う。
- ・ 地域住民等から説明会を開催するよう求めがあったとき、速やかに開催する。



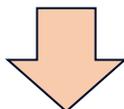
屋外広告物

定義

- ・屋外で
- ・常時または一定期間継続して
- ・公衆に表示されるもの

目的

- ・良好な景観の形成または風致（自然景観）の維持
- ・公衆に対する危害の防止



つくば市屋外広告物条例を制定し、許可制度などによってコントロール

- ・許可制度…看板の大きさや高さ、色彩などについて許可基準を設けることで、表示に際して市の許可を得るよう定めたもの。巨大な看板や、派手な色彩の看板などを制限することができる。

屋外広告物には許可が必要です!

つくば市では、良好な景観の形成を図るためにつくば市屋外広告物条例を定めています。市内を第1種許可地域～第5種許可地域に分け、広告物の種類ごとに大きさや色彩などのルールを定めています。

企業名の表示なども、屋外広告物に該当します!

看板工事は、茨城県登録業者へ依頼しましょう。

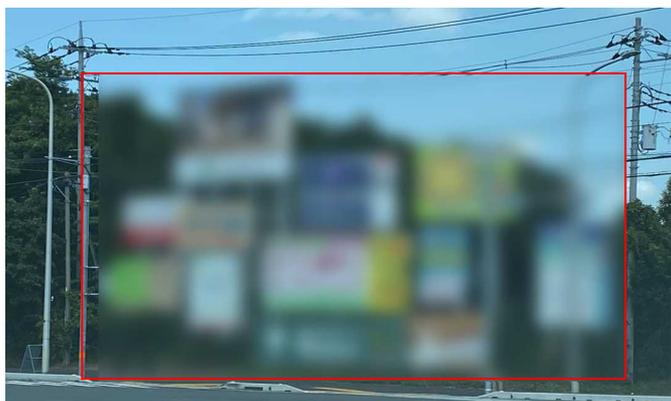
～ルールを守り、美しいまちをつくりましょう～
つくば市

違反広告物への取り組み①

違反広告物等に対する是正指導

市内の主要幹線道路交差点部の中から、つくば市景観計画における位置付け等の重要性及び屋外広告物の設置状況等の緊急度を勘案し、重点是正地域を指定しています。

- ・西平塚交差点



是正前

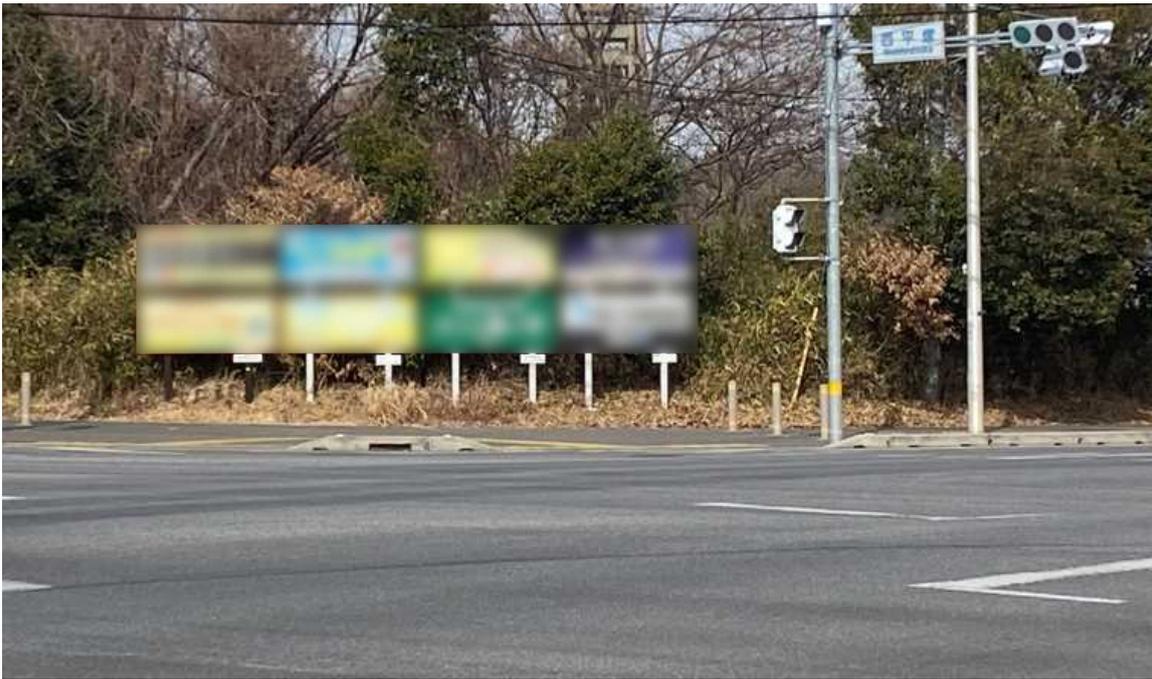


是正後



違反広告物への取り組み①

違反広告物等に対する是正指導



現在

違反広告物への取り組み②

違反広告物を除却するボランティア団体

電柱などに表示された「はり札」、道路上に設置された「立看板」などは違反広告物であり、まちの良好な景観の形成や交通の安全を阻害しています。市職員や業務委託のほかに、市の認定を受けたボランティア団体の皆さんもパトロールを行っており、違反広告物を見つけた際は除却しています。



電柱に表示された
はり札



道路上に設置された
立看板

年度	除却件数
H23	1,002
H24	1,075
H25	1,115
H26	495
H27	736
H28	557
H29	497
H30	267
R01	116
R02	160
R03	151
R04	80
R05	84
R06	34

違反広告物の除却件数

広告付きバス停上屋

バス事業者が設置及び維持管理しているバス停の一部を対象に、
広告事業者が広告料収入を財源に上屋の設置及び維持管理を行っています。



上屋が整備されたことで、雨風がしのげたり、照明が付き明るくなる
ことで夜間の防犯に役立つなど、バス待ち環境が向上しています。

つくばの景観100とつくば景観ルートマップ

つくばの景観100

平成21年3月発行

つくば市内でよい景観と感じた300カ所以上から
写真を厳選し、100の景観としてまとめたもの
で、市民と市職員が協働で作成しました。



つくば景観ルートマップ

令和元年10月発行

平成18年から平成28年まで開催してきた景観見
学会における見学地と、平成30年3月に開催し
た「景観シンポジウム」の講演内容及びその資料
をもとに、つくばの優れた景観を実際に体感して
もらうため、作成しました。



ご清聴ありがとうございました。

